

事務連絡
令和4年2月21日

建設業関係団体の長 様
関係測量・設計業団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき
区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業
務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「建設業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和3年5月
12日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の徹底をお願い
しているところです。

このたび、令和4年2月18日に政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特
別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、京都府を含めた1
都1道2府32県から同年2月20日をもって1都1道27県に変更するとともに、京
都府において実施すべき期間を、同年3月6日まで延長することが決定されたところで
す。

このまま、感染拡大が続けば、「医療崩壊」や「社会機能の維持」に大きな影響を及
ぼすこととなります。感染の連鎖を抑え、この波を乗り切るためには、一人ひとりが、
感染しない・させないための慎重な行動が必要です。

つきましては、別紙のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知（令和
4年2月18日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しくお
願いします。

なお、同ガイドラインについては下記ホームページに掲載しております。

(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

その他の「新型コロナウイルス感染症に関する建設工事等の対応について」は下記ホ
ームページに掲載しております。

(<http://www.pref.kyoto.jp/shido/news/korona.html>)

担当	指導検査課指導係
電話	075-414-5227

事 務 連 絡
令和4年2月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月10日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年2月18日に、政府対策本部長より、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府32県から、同年2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県を除外した1都1道2府27県に変更するとともに、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長することが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き適切なお対応を宜しく願います。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

事務連絡
令和4年2月18日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月10日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和4年2月18日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府32県から、同年2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県を除外した1都1道2府27県に変更するとともに、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長することが決定されたところですが、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和4年1月7日付け事務連絡）等の内容を踏まえ、引き続き、適切なお対応を宜しく願います。

また、ワクチン接種の促進については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年2月18日変更））（以下、「基本的対処方針」という。）において、「令和4年2月のできるだけ早期に1日100万回まで加速化することを目指して取組を強化する」とされ、具体的には「職域接種の積極的な活用を推進する」とされていることを踏まえ、職域接種への積極的な参加を宜しく願います。

さらに、基本的対処方針においては、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策として、事業者は「緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定」し、「事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める」こととされていることを踏まえ、事業継続のための具体的方策を確認するなど、適切なお対応を宜しくお願いします。

なお、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

事務連絡
令和4年2月18日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月18日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置に関する公示を踏まえた工事及び業務の対応については「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和4年2月10日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和4年2月3日付け事務連絡）等により、地方公共団体等あてに通知するとともに、貴団体など民間発注者団体等あてにも参考送付させていただいたところです。

このたび、令和4年2月18日に、政府対策本部長より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域について、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の1都1道2府32県から、同年2月20日をもって山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県を除外した1都1道2府27県に変更するとともに、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県において実施すべき期間を同年3月6日まで延長することが決定されたことを踏まえ、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長に伴う対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり建設業者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発生など、新型コロナウイルス感染症の影響により工事が施工できなくなる場合は、建設工事標準請負契約約款における「不可抗力」に該当するものと考えられます。この場合、民間工事標準請負契約約款（甲）・（乙）においては、受注者は発注者に工期の延長を請求でき、下請工事

標準請負契約約款においては、元請負人は必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議することとしており、いずれの場合も増加する費用については発注者（元請負人）と受注者（下請負人）が協議をして決めることとされておりますので、引き続き適切な対応が図られるよう、改めて、傘下の会員企業等への周知をお願いいたします。